



平成 26 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役副会長 高家 正行
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 経営総務室 広報・IR担当
ジェネラルマネジャー 佐藤 裕史
(TEL:03-5805-7037)

役員退職慰労金制度の廃止ならびに 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入 に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 24 日開催の取締役会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することおよび取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することについて、平成 26 年 6 月 13 日開催予定の当社第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 目的

当社の業績および企業価値の中長期的向上を希求する観点から役員報酬体系を見直し、取締役の報酬と株式価値との連動性を強めることで、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

2. 内容

I. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の取締役および監査役の退職慰労金制度を、平成 26 年 6 月 13 日開催予定の当社定時株主総会終結の時をもって廃止することとし、当該株主総会終結時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたします。なお、その支給時期につきましては当該各役員の退任時といたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく期末要支給額を役員退職慰労金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

II. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行

今回の報酬体系変更の目的を実現するため、取締役報酬と当社の業績および株主価値との連動性がより高まるよう、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションを導入することといたしました。

この株式報酬型ストック・オプションにつきましては、当社取締役の業績及び企業価値の中長期的向上に向けた取組みを、機動的に後押し可能な報酬制度として導入するとともに、長期ならびに中期の二つの視点から、以下の二種類の新株予約権の発行を予定しております。

- ① 退職慰労金制度の代替として、退職後に行使することを条件としたストック・オプションAプラン
- ② 中期の業績向上のインセンティブを目的としたストック・オプションBプラン

また、上記いずれのストック・オプションにつきましても、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、新株予約権の割当てを受ける取締役は、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額を相殺することにより、新株予約権を取得することとします。

なお、当該株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、それぞれ以下のとおりです。

<ストック・オプションAプランとして発行する新株予約権の要領>

(1)新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

①新株予約権の総数

900 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 90,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は 100 株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、1 株当たりの価額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。株式 1 株当たりの行使価額は 1 円とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3)新株予約権の行使期間

新株予約権を割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間

(4)新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から 10 日以内に限り、権利を行使することができる。

②上記①以外の新株予約権の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(5)その他内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

＜ストック・オプションBプランとして発行する新株予約権の要領＞

(1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

① 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

② 目的となる株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合その他付与株式数を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。株式1株当たりの行使価額は1円とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合その行使価額を調整することが適切であると認める場合は、当社は必要と認める処理を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日より起算し、3年経過する日から10年経過する日までの期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた当社取締役は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記(3)の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。

② 上記①以外の新株予約権の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(5) その他内容

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上